（前のページより続き）

国家試験

平成二十一年海事代理士試験の施行（国土交通省）

国土調査の実施に関する公示（国土地理院）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

地方公共団体

公債償還（東京都区）関係

会社その他

二
二
三
三
二七

本号で公布された法令のあらまし

◇商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九五号）（経済産業省）

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二一年法律第八〇号）の施行期日を平成二一年八月一日とすることとした。

◇商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（政令第一九六号）（経済産業省）

1　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二一年法律第八〇号。以下「法」という。）で定義する中小企業者の範囲について規定することとした。（第一条関係）

2　中小企業信用保険法の特例に係る保険料率を定めることとした。（第二条関係）

3　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）

4　この政令は、法の施行の日（平成二一年八月一日）から施行することとした。

◇中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（経済産業省）

1　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二一年法律第八〇号。以下「法」という。）の認定商店街活性化支援事業者に係る普通保険及び無担保保険の保険料率を定めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、法の施行の日（平成二一年八月一日）から施行することとした。

政　令

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年七月三十一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百九十五号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日は、平成二十一年八月一日とする。

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

御名御璽

平成二十一年七月三十一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百九十六号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令

内閣は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第二条第一項第五号及び第八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人